新しく委嘱された 民生・児童委員さんをご紹介します

社会福祉の向上や、福祉施策への協力等広範囲にわたって福祉活動のために働いて下さる七名の民生委員の方々が全国一斉の改選に伴って十二月一日付で、厚生大臣から委嘱状が交付されました。

その職務は、低所得者の自立更生の援護から、老人・身体障害者・母子世帯等多種にわたるものであり知事や市町村長と協力され、私たちの福祉増進に努められるものであります。

悩みごと、心配ごとなど、個人の秘密は厳守されますので気軽に相談下さい。

今回委嘱された方々は、次のとおりです。（敬称略）

氏名及び担当地区

諏訪　綾子　大別当
野上　京子　月潟五番町迄
長沼　正　月潟新道から
佐藤　勝栄　西萱場
野沢　庄一　上、下曲通
山田一二三　東長嶋、釣寄
鷲尾　力男　木滑、釣寄新

御苦労様でした

民生児童委員退任される

十二月一日全国一斉の改選に伴って次の二名の方が民生・児童委員を退任されました。ことにつきまして紙面をおかりし改めて〝御苦労様でした〟と多年のご協力に厚くお礼申し上げますと共に感謝の意を表します。

氏　名　在任期間
笠原　勇殿　十二年間
北　忠　子殿　八年間

尚、厚生大臣から表彰状と記念品が贈呈されました。

又、村社会福祉協議会からはささやかではありますが、感謝の意をこめて記念品をおおくりしました。

◆クローバー教室に参加して

私、七十歳にして筆をもっています

木滑　高木　忠作

老人の皆さん元気ですか？私は、もうすぐ七十才になります。昔のことを思い出すと今の生活が、便利すぎて夢のようです。各部屋にはテレビもストーブもあり「たいくつなんかしないや!!」と思うがこれからの冬、どうしようと思うとさびしくなります。

春、夏、秋は外に出て、ゲートボールをしたり、減反の田んぼを借りて畑作業をしました。身障の仕事もあったし。

これから春まではストーブと仲良くなる季節です。

そんな時、村から「クローバー教室」の開催が伝えられ、習字、組みひも、紙細工をやるんだが集まらんかのー。

私なんか、字も知らんし、習字とはでっかい字を書くんだし。書いたことと云えば、「粗品」とか「香典」位です。

十月二十四日に出かけてみました。その日は老人クラブの役員だけに「クローバー教室」の話があり、私は習字に入ることにしました。

先生は、竹内さんです。

私以下八人位、時には二～三人の事もあります。

一週間に一回ですが、頭が重いのや足が痛いのも忘れ、この頃では待ち通しくなりました。最初は何を書くのかわからなかったが、一生懸命頑張って書いていたせいか自分でもなかなか上手になったと思います。

役場の人から「来年は展覧会に出せるネ」と云われ、張り切っています。

習字だけでなく、組みひもだって「嫁にも、孫にも一本」紙絵も自分の部屋にかざると皆んな一生懸命で、にぎやかです。終ってからは保健婦さんから、頭の体操でボケないで人間一生を楽しく暮そうネと日常生活の食べものの注意から血圧測定までしてもらって帰ります。

皆さんも参加して下さい。仲間が一人でも増えればなお楽しいんです。

何かやることに、はりあいをもてば、いやなことは忘れられます。

■角兵衛獅子をむかえて

第四回 村民芸能大会

村民に好評な芸能大会が、去る11月20日月潟小学校体育館に於て開催されました。

この村民芸能大会は今回で四回目を数え、村民に定着してまいりました。

今年は新しく養成された角兵衛獅子も含めて14団体から参加をいただき、にぎやかなうちに無事終了いたしました。

この大会は、公民館、ふるさと運動実行委員会の主催で村民のふれあいの場、楽しみの場として皆さんに親しまれております。

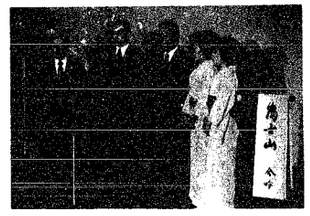

ご存じですか？最低賃金制度

最低賃金は、働く全労働者に適用され、毎年改訂されております。最低賃金が低賃金労働者の労働条件の改善に果す役割は重要性を増していますが履行状況は、その金額が毎年改訂される関係もあって不知を理由とする法違反が存在する等、なお不十分な実情にありますので概要をお知らせします。

1. 最低賃金制とは？

国が賃金の最低限度を定め、使用者に対してそれより低い賃金を労働者に支払ってはならない制度です。使用者が最低賃金より低い賃金を支払ったときは処罰されます。

2. 最低賃金はどのようにして決められていますか？

労働者代表、使用者代表、公益代表の委員による審議会により審議結果を労働大臣又は都道府県労働基準局長に答申、決定、官報公示し効力発生となります。

3. 最低賃金はなにを基準にして決められるのですか？

最低賃金は、賃金実態調査結果、各種統計資料を参考とし、次の三要素を考慮し審議会に於て審議され決定されます。

(1) 類似労働者の賃金
(2) 労働者の生計費
(3) 通常の事業の支払能力

4. 最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

最低賃金は、事業所で働く常用、臨時、パートなど総ての労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

都道府県別最低賃金は、産業や職種に係りなく地域内のすべての労働者と使用者に、産業別賃金は、食料品製造業、繊維産業など特定産業に働く労働者とその使用者にそれぞれ適用されます。なお都道府県別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、最低賃金額の高い方が適用されます。

5. 最低賃金はどのような賃金を対象としますか？

最低賃金は、通常の労働時間、労働日の賃金に限られます。次の賃金を除外したものです。

(1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
(2) 一ケ月を超える期間毎に支払われる賃金（賞与など）
(3) 割増賃金（時間外、休日、深夜労働手当）
(4) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当）

6. 労働能力が特に低い人の最低賃金はどうなりますか？

心身の障害により著しく労働能力の低い人や試用期間中の人などのように一般労働者と労働能力が異なるため画一的な適用が必ずしも適当でない労働者については、都道府県労働基準局長の許可を条件として個別適用除外が認められています。

◎新潟県最低賃金

一日三、一五一円（時間給三九四円）効力発生日、五十八年十月十三日

◎産業別最低賃金

。食料品製造業

一日三、四六五円（時間給四三四円）

。出版、印刷、同関連産業（速記、筆耕、複写業を含む）

一日三、六三四円（時間給四五五円）

（雇入後六月末満の技能習得中の者、印刷物の整理、はさみ込み、封筒入れ、帯封、清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者）

一日三、二八八円（時間給四一一円）

。卸売業、小売業

一日三、三八五円（時間給四二四円）

効力発生日、五十八年十二月十五日

■一位に月潟支部

58年度 梨せん定競技会

去る11月24日月潟村農業振興協議会主催による二十世紀梨せん定競技会が、月潟の鷲尾良宣さんの圃場で開催されました。

川前の五つの支部と果樹青年部の六チームが参加し、競技はチーム毎に、約四十年生の木を、制限時間内に仕上げまでせん定を行ない、その技術を競い合うもので、その審査には、白根農業改良普及所、農協、共済、役場の担当者が行ないました。

審査の結果は次のとおりでした。

一　位、月潟支部
二　位、上曲通支部、果樹青年部
三　位、大別当支部、下曲通支部、西萱場支部

最後に、審査委員長である白根農業改良普及所の松田課長より、「梨の整枝せん定技術は年々向上して来ており、これからは、共同せん定により地域のレベルアップをはかり、月潟村の果樹を振興してほしい」との講評を受け、本日の競技会を終了しました。